

第2 農畜産物流通

【解説】

ここには、「青果物卸売市場調査」及び「畜産物流通調査」結果から、青果物卸売市場に関する統計、食肉、鶏卵の流通に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 青果物卸売市場調査（年間取扱量等調査）

ア 調査対象

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの都市に所在し、各条件を満たす青果物卸売会社とする。

(ア) 中央卸売市場が開設されている都市

中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社

(イ) (ア)を除く県庁が所在する都市

(イ)に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に(イ)の年間取扱数量の80%をカバーするまでの青果物卸売会社

(ウ) (ア)、(イ)を除く人口20万人以上でかつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市

(ウ)に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に(ウ)の年間取扱数量の80%をカバーするまでの青果物卸売会社

イ 調査期間

1月～12月までの1年間

ウ 調査方法

次のいずれかの方法による。

(ア) オンラインにより調査票を配布・回収する自計調査の方法

(イ) 調査票の内容を収録した電磁的記録媒体を郵送により配布・回収する自計調査の方法

(2) 畜産物流通調査

ア 調査対象

(ア) と畜場統計調査

全国の全てのと畜場

(イ) 食肉卸売市場調査

全国の食肉中央卸売市場及び主要市場（地方卸売市場のうち、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の標準的販売価格の算出に用いられる市場）に所在する全ての卸売会社

(ウ) 鶏卵流通統計調査

全国の鶏卵出荷機関のうち前年の都道府県内年間集出荷量（以下「集出荷量」という。）が10t未満のものを除いた上で、集出荷量の合計が都道府県の総集出荷量の60%以上となるまでの集出荷機関

イ 調査期間

1月～12月までの1年間

ウ 調査方法

次のいずれかの方法による。

- (ア) 調査対象者が政府統計共同利用システムのオンライン調査により調査票データの報告を行う自計調査による方法
- (イ) 調査対象者が整備している情報を市場調査オンラインシステム、郵送又はFAXにより提供を受ける方法
- (ウ) 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法

2 調査上の主な約束事項（用語の解説及び約束）

青果物流通

青果物

青果物とは、野菜（特用林産物を含む。）及び果実のことをいい、輸入品を含める。

また、本調査の対象とする青果物は、「加工品」を除く「生鮮品」の青果物とする。なお、青果物の流通形態は収穫したままの状態のもの、泥を洗い落としたもの、若干の調製をしたもの、乾物、つけもの、びん詰、かん詰等様々の形態のものがあるが、調査対象とする「生鮮品」と調査対象外となる「加工品」は次の基準により区分する。

- (1) 青果物を収穫したものに若干の処理を行い、生としての機能を有したまま出荷される洗いごぼう、切りごぼう、洗いさといも等は「生鮮品」の青果物とする。
ただし、にんじん、ごぼう等の千切り、ささがき等惣菜向けもの及びキャベツ、レタス等のカットものは除く。
- (2) 低温貯蔵、CA貯蔵等単なる価値保全、価値維持のための貯蔵したものは「生鮮品」の青果物とする。
- (3) 青果物を原料とし、これを干す、ゆでる、煮る、塩づけ、酢づけ、味付け等の処理を加え、そのものの価値を高めるとともに、生の青果物としての用途及び機能に変化を与えた干しだいこん、切り干しだいこん、干しがき、干しわらび、かんぴょう、干しバナナ、干しパイン等の乾燥干物、しょうがづけ、うめづけ等の各種つけ物、びん詰、かん詰製品及びゆでたけのこ、しなちく等は「加工品」とする。
- (4) 冷凍食品（品温-15度（食品衛生法上の基準。一般的には-18度。）以下に急速冷凍し、通常そのまま消費者に販売する。）は「加工品」とする。

青果物卸売市場

青果物卸売市場とは、卸売業者が、生産者若しくは青果物集出荷団体等から販売の委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

本調査では、青果物卸売市場をその性格により、中央卸売市場、市内青果市場及び地方卸売市場に区分する。

	(1) 中央卸売市場 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第1項の規定に基づく、農林水産大臣の認定を受けた卸売市場をいう。 (2) 市内青果市場 市内青果市場とは、中央卸売市場の所在する開設区域内における中央卸売市場以外の市場（卸売市場法で規定する地方卸売市場及びそれ以外の卸売市場）をいい、この調査では都市単位に一括し、その都市名を冠し「〇〇市内青果」と呼称する。 (3) 地方卸売市場 地方卸売市場とは、卸売市場法第13条第1項の規定に基づき、該当卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けて開設している卸売市場をいう。 なお、本調査では、中央卸売市場の開設区域外に所在する卸売市場（卸売市場法で規定する地方卸売市場以外の卸売市場を含む。）とし、都市単位に一括してその都市名を冠し、「〇〇市青果市場」と呼称する。 ただし、その範囲が二つ以上の都市及び周辺市町村にわたる場合は、その公設卸売市場名を冠し「〇〇青果市場」と呼称する。
食肉流通 と畜頭数	と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外する。 なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。
枝肉生産量	都道府県別肉畜種類別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。
鶏卵流通 鶏卵生産量	鶏から食用、加工用、種卵、自家消費等として生産された卵の量をいい、奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めない。